

平成27年度秋田市新屋振興会定期総会

平成27年4月17日(金)17:30～

西部市民サービスセンター会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓紹介 来賓代表挨拶

4 顧問・相談役 紹介 顧問代表挨拶

5 定期総会成立宣言 (秋田市新屋振興会会則第15条第2項による)

6 議長選出 (秋田市新屋振興会会則第15条第4項による)

議 事

第1号議案 平成26年度各部の事業実施報告

第2号議案 平成26年度収支決算報告及び会計監査報告

質疑応答 第1号・2号議案について

第3号議案 平成27年度各部の事業計画(案)について報告

第4号議案 平成27年度収支予算(案)について報告

質疑応答 第3号・4号議案について

第5号議案 秋田市新屋振興会会則の一部改正にについて

第6号議案 役員改選

7 その他

8 議長解任

9 閉 会

平成26年度新屋振興会活動報告

平成26年	4月4日	秋田公立美術大学入学式
	8日	秋田市立西中学校入学式
	9日	秋田市立日新小学校入学式
	11日	新屋振興会理事会
	28日	新政跡地活用委員会
	5月16日	新屋振興会三役会
	17日	日新小学校創立140周年大運動会
	24日	全県選抜少年野球新屋大会
	25日	日吉神社山王祭宵宮
	26日	日吉神社山王祭
	29日	新屋振興会三役部長会議
	30日	秋田市自主防災組織連絡協議会役員会
	6月4日	新政跡地活用推進協議会
	7日	新政跡地鹿嶋祭りイベント準備
	8日	鹿嶋祭り
	15日	新政跡地活用推進協議会
	15日	ウエスター「ファミリーコンサート」
	21日	いきいきふれあい交流会
	24日	秋田市地域づくり交付金審査会
	28日	秋田市日新小学校情報交換会
	30日	ウエスター祭り企画委員会
	30日	新屋振興会総務部会
	7月1日	新政活用推進委員会
	2日	秋田公立美術大学ネット情報交換会
	3日	秋田公立美術大学付属高等学院評価委員会
	4日	秋田まちづくり拠点施設準備基本計画委員会
	12日	ウエスター文化講演会
	14日	新政跡地活用推進委員会全体会
	15日	新屋振興会要望事項の打合せ三役会
	17日	新屋振興会安全対策部会
	18日	ウエスター祭り実行委員会
	22日	新政跡地活用推進委員会全体会
	26日	あらや水祭り
	8月1日	新屋安全祈願祭
	7日	あらや水祭り反省会
	21日	新屋振興会理事評議委員会
	9月2日	市への要望事項の陳情
	3日	県への要望事項の陳情
	7日	新屋町民大運動会
	19日	県立新屋高校創立30周年記念式典祝賀会
	26日	ウエスター祭り開会セミナー
	29日	雄物川花火祭り実行委員会総会
	10月19日	葉隠墓苑慰霊祭
	25日	日新小学校学習発表会創立140周年記念式典祝賀会
	30日	秋田地区安全の会総会
	11月1日	西部工業団地美力アップ事業
	7日	西中学校創立50周年記念式典祝賀会
	10日	秋田市新屋振興会三役会:西部市民サービスセンター評価委員会
	19日	秋田市新屋振興会総務部会
	25日	秋田市新屋振興会理事会
	28日	秋田市除排雪懇談会
	30日	秋田市新屋振興会総務部会
	12月1日	秋田市新屋振興会理事評議委員会
	22日	秋田市新屋振興会総務部会
平成27年	1月10日	新屋町新年会
	31日	東京新屋郷土会総会
	2月4日	秋田市新屋振興会三役会

平成27年	2月19日	秋田市新屋振興会理事会	五平入平大南美立公田灯	日4月4	平25期平
	3月1日	美大付属高等学園卒業式	五平入平大南美立公田灯	日8	
	7日	秋田西中学校卒業式	五平入平大南美立公田灯	日9	
	12日	美大付属高等学園評価委員会	五平入平大南美立公田灯	日11	
	17日	秋田市新屋振興会三役会	五平入平大南美立公田灯	日11	
	17日	日新小学校卒業式	五平入平大南美立公田灯	日11	
	21日	公立美術大学卒業式	五平入平大南美立公田灯	日11	
	22日	赤坂光一事務所開き	五平入平大南美立公田灯	日11	
	28日	田口聡選挙事務所開き	五平入平大南美立公田灯	日11	
	4月2日	秋田市新屋振興会会計監査	五平入平大南美立公田灯	日11	
	3日	秋田市新屋振興会役員部長会議	五平入平大南美立公田灯	日11	
	6日	公立美術大学入学式	五平入平大南美立公田灯	日11	
	7日	秋田西中学校入学式	五平入平大南美立公田灯	日11	
	8日	日新小学校入学式	五平入平大南美立公田灯	日11	
	10日	秋田市新屋振興会理事会	五平入平大南美立公田灯	日11	
	13日	地域づくり交付金説明会	五平入平大南美立公田灯	日11	
	17日	秋田市新屋振興会定期総会	五平入平大南美立公田灯	日11	

総務部

平成26年度事業実施報告

平成26年6月30日 …総務部会開催(ウエスター)

7月27日 …ごみ集積所清掃デー(各町内会長あて依頼文書発出)

11月19日 …第1回新年会準備委員会

11月30日 …第2回新年会準備委員会(案内状発送等)

12月 1日 …案内状発送(260通)

12月10日 …申込み締め切り日

12月22日 …第3回新年会準備委員会

平成27年1月10日 …新年会(ウエスター)125名の参加

2月27日 …総務部会開催(ウエスター)

安全対策部

平成26年度事業実施報告

平成26年5月20日 …平成26年度新屋地区自主防災協議会総会並びに研修会

…会場 ウエスター

7月19日 …平成26年度新屋地域安全パトロール実施

8月29日 …平成26年度秋田市総合防災訓練 新屋地区に於いて実施

…会場 4ヶ所

11月28日 …平成26年度新屋地区道路除排雪懇談会

…会場 ウエスター

広報部

平成26年度事業実施報告

平成26年4月21日 …「あらや衆報」第123号の編集方針会議

6月12日 …原稿依頼、協賛広告依頼等作業分担会議

7月 5日以降 …編集校正会議を随時行う

7月10日以降 …広告集金開始

8月 1日 …原稿最終校正

8月 4日 …「あらや衆報」第123号刷り上がり、配布発送

10月31日 …「あらや衆報」124号の編集方針会議

11月 5日 …原稿依頼、協賛広告依頼等作業分担会議

11月21日以降 …編集校正会議を随時行う

// …広告集金

12月25日 …原稿最終校正

12月29日 …「あらや衆報」124号刷り上がり、配布発送

企画開発部

平成26年度事業実施報告

- 5月 7日 …「大川端帯状近隣公園水路問題」上下水道局と打合せ
- 5月10日 …「要望事項提出依頼書」について打合せ
- 5月15日 …「要望事項提出依頼書」発送
- 6月16日 …「要望事項」提出期限日
- 6月17日～ …「要望事項」現地調査
- 6月24日 …「大川端帯状近隣公園水路問題」勉強会の準備部会
- 6月27日 …「大川端帯状近隣公園水路問題」勉強会実施
- 7月 7日 …「要望事項」とりまとめ部会
- 7月15日 …「要望事項」県議・市議との打ち合わせ部会
- 8月8日 …「要望事項」理事会で説明
- 8月21日 …「要望事項」理事・評議員会で説明
- 9月 2日 …「要望事項」秋田市へ提出
- 9月 3日 …「要望事項」秋田県へ提出
- 9月29日 …「要望事項」秋田市より回答
- 10月 1日 …「要望事項」秋田県より回答
- 10月 6日 …「要望事項」秋田県警察本部より回答
- 10月10日 …「要望事項」県・県警本部・市より回答のとりまとめ
- 11月25日 …「要望事項」理事会で説明
- 12月 1日 …「要望事項」理事・評議員会で説明
- 12月11日 …「反省会」部会
- 12月下旬 …「風力発電」勉強会について県資源エネルギー産業課に打診
- 3月12日 …「新年度計画」部会

平成 26 年度 新屋振興会会費入金状況

平成 27 年 3 月 20 日作成

No.	町 内 会 名	班 数	入 金 見 込 み 額			入 金 の 状 況					
			届出世帯 (A)	会費世帯 (A)×0.9 (B)	算定会費 (B)×200円	月	日	世 帯 数	納 入 金 額	比較増 減(世帯)	納 入 銀 行
1	緑 町	15	215	194	38,800	5	9	194	38,800	0	秋 田
2	笹 町	13	118	106	21,200	5	20	106	21,200	0	秋 田
3	北 新 町	30	330	297	59,400	5	12	297	59,400	0	秋 田
4	南 新 町	19	153	138	27,600	5	7	153	27,600	0	秋 田
5	下 表 町	26	220	198	39,600	5	7	198	39,600	0	秋 田
6	中 表 町	24	226	203	40,600	5	14	203	40,600	0	秋 田
7	上 表 町	11	97	87	17,400	6	30	87	17,400	0	秋 田
8	県 営 住 宅	12	294	265	53,000	6	2	265	53,000	0	秋 田
9	関 町 後	8	150	135	27,000	5	28	135	27,000	0	秋 田
10	関 町	13	102	92	18,400	6	23	92	18,400	0	秋 田
11	愛 宕 町	27	235	212	42,400	5	9	212	42,400	0	秋 田
12	市 営 住 宅	14	276	248	49,600	7	1	248	49,600	0	北 都
13	大 川 町	18	178	160	32,000	5	7	160	32,000	0	秋 田
14	十 條 団 地	15	314	283	56,600	5	12	283	56,600	0	秋 田
15	比 内 町	57	512	461	92,200	5	26	461	92,200	0	秋 田
16	駅 前 町	16	165	149	29,800	5	7	149	29,800	0	北 都
17	沖 田 町	23	453	408	81,600	6	12	408	81,600	0	秋 田
18	田 尻 沢 町	18	220	198	39,600	5	8	198	39,600	0	秋 田
19	高 美 町	26	380	342	68,400	5	7	342	68,400	0	秋 田
20	南 団 地	15	337	303	60,600	5	22	303	60,600	0	秋 田
21	はまなす町	9	49	44	8,800	1	30	44	8,800	0	秋 田
22	日 の 出 町	21	415	374	74,800	6	26	374	74,800	0	北 都
23	県営改良住宅	6	42	38	7,600	6	10	36	7,200	-2	秋 田
合 計			5,481	4,935	987,000			4,933	986,600		

平成 26 年度 新屋振興会収支決算書

収入総額 1,814,202 円

支出総額 1,457,795 円

差引残額 356,407 円【27 年度への繰越】

【収入内訳】

△：減 単位：円

項	目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
1	会費	987,000	986,600	△400	@200×4,933 世帯
2	繰越金	325,567	325,567	0	26 年度繰越分
3	繰入金	0	24,727	24,727	27 年新年会剰余金 15,227 円 理事会会費懇親会費 9,500 円
4	協賛金	450,000	477,200	27,200	
	広告料	450,000	467,200	17,200	あらや衆報広告料収入
	購読料	0	10,000	10,000	新屋郷土会からの購読料
5	寄付金	0	0	0	
6	雑収入	433	108	△325	預金利息
合	計	1,763,000	1,814,202	51,202	

【支出内訳】

△：減 単位：円

項	目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	備考
1	会議費	240,000	198,175	△41,825	
	総会	90,000	79,097	△10,903	
	理事会	150,000	119,078	△30,922	理事会、三役部長会議等
2	事務費	90,000	71,046	△18,954	
	消耗品費	45,000	46,890	1,890	事務用品、コピー等
	通信費	45,000	24,156	△20,844	切手、はがき
3	事務局費	20,000	20,000	0	事務局長、会計手当各 10,000 円
4	部会活動費	80,000	39,700	△40,300	各部活動費
5	陳情費	0	0	0	
6	広報費	750,000	721,302	△28,698	「あらや衆報」第 123,124 号
	印刷費	670,000	648,000	△22,000	あらや衆報印刷費
	編集諸費	40,000	32,732	△7,268	取材費、文具、写真、コピー等
	衆報配送費	40,000	40,570	570	各町内への運送費
7	安全対策費	90,000	23,410	△66,590	自主防災関連経費等
8	環境対策費	0	0	0	
9	委員会等運営費	15,000	0	△15,000	各委員会経費等
10	罹災見舞金	0	0	0	
11	負担金	150,000	146,000	△4,000	スクールコンサート、西部振興会等
12	補助金	20,000	20,000	0	町内会長研修会補助
13	繰出金	0	0	0	
14	諸支出金	140,000	99,500	△40,500	
	渉外費	90,000	72,500	△17,500	諸団体会議参加費
	雑費	50,000	27,000	△23,000	日吉祭典お祝い等
15	予備費	168,000	118,662	△49,338	
合	計	1,763,000	1,457,795	△305,205	

平成 26 年度 新屋振興会特別資金会計決算書

収入総額 1,016,951 円
 支出総額 0 円
 差引残額 1,016,951 円

【収入内訳】

△：減 単位：円

項 目	本年度予算額	本年度決算額	比 較 増 減	備 考
前 期 繰 越 金	1,016,747	1,016,747	0	定期預金（北都銀行）
同 上 利 息	253	204	△49	
合 計	1,017,000	1,016,951	△49	

【支出内訳】

△：減 単位：円

項 目	本年度予算額	本年度決算額	比 較 増 減	備 考
繰 出 金	0	0	0	
寄 付 金	0	0	0	
合 計	0	0	0	

平成 27 年新屋町新年会会計収支決算書

収入総額 391,115 円

支出総額 391,115 円

差引総額 0 円

(収入内訳)

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
会 費	378,000	@3,000×126 人
雑 入	13,115	新屋婦人会 3,000 円、日本製紙 10,000 瓶返納 115
合 計	391,115	

(支出内訳)

項 目	金 額	摘 要
通 信 費	26,169	・ 切手 ・ 葉書
食 料 費	294,476	
内 折 詰 代 等	190,500	・ @1,500 円×127 個
飲 物 代	95,976	・ ビール、日本酒、焼酎、ウーロン茶
漬物、ミカン等	8,000	・ 漬物、ミカン
余 興 景 品 代	11,938	・ 福引き 10 個分
事 務 費	31,305	・ 印刷費、横断幕、封筒等
謝 礼	9,000	・ 会場世話人@3,000 円×2 人 ・ 盆栽 3,000 円
返 納 金	3,000	・ 1 名分
繰 出 金	15,227	・ 振興会会計へ繰出し
合 計	391,115	

新屋振興会理事会収支決算書

(平成 27 年 2 月 19 日開催分)

収入総額 29,797 円

支出総額 29,797 円

差引総額 0 円

(収入内訳)

(単位: 円)

項 目	金 額	摘 要
会 費	9,500	懇親会参加者から徴収分 @500×19 人
会 議 費 予 算 か ら	<u>20,297</u>	不足分として (一般会計から)
合 計	29,797	

(支出内訳)

(単位: 円)

項 目	金 額	摘 要
食 料 費	29,797	
内 折 詰 代	20,000	・ @1,000 円×20 個
飲 物 代	7,768	・ ビール、ウーロン茶等
お つ ま み	2,029	
合 計	29,797	

会 計 監 査 報 告

平成 26 年度新屋振興会の関係諸帳簿及び預金通帳（普通預金、定期預金）等証拠書類について監査を実施したところ、いずれも正確に処理されていることを認めます。

（監査の対象会計の内訳）

- ① 一般会計
- ② 特別資金会計
- ③ 新年会会計

平成 27 年 4 月 2 日

新屋振興会会計監事

佐藤 真知子 

鈴木 ケイ子 

（原本は別途保存）

新屋振興会

会長 小 島 初 男 様

総務部

平成27年度事業計画

平成27年6月 …総務部会開催

7月26日 …ごみ集積所清掃デー(各町内会長あて依頼文書発出)

11月～12月 …新年会開催準備

平成28年1月9日 …新年会開催

2月 …総務部会開催

安全対策部

平成27年度事業計画

6月上旬 …新屋地区自主防災協議会総会並びに研修会・会場ウェスター

10月上旬 …新屋地区総合防災訓練・会場未定

11月下旬 …新屋地区道路除排雪懇談会・会場ウェスター

年間 …地域安全パトロールの実施・新屋全域

年間 …火災警報器・消火器設置の呼びかけ

年間 …家具の配置と転倒防止対策の呼びかけ

年間 …秋田市が実施する防災訓練等に積極的に参加

広報部

平成27年度事業計画

平成27年8月1日 …「あらや衆報」125号の発行

平成28年1月1日 …「あらや衆報」126号の発行

企画開発部

平成27年度事業計画

1 …要望事項の実施

2 …秋田県による「風力発電を学ぶ会」の実施 6/24(水) 18:00

3 …大川端带状近隣公園水路問題 工事終了後の状況観察 4/12

4 …あらやまちづくり推進委員会 参画屋・美大との連携

5 …その他

平成 27 年度 会費収入見込額

【平成 27 年度予算見込分】

平成 27 年 3 月 20 日作成

No.	町 内 会 名	班 数	届出世帯数 (A)	会費世帯数 (B) (A)×0.9	会 費 金 額 (B)×200 円	備 考	
						26 年度世帯数	27 年度増減
1	緑 町	17	215	194	38,800	215	0
2	笹 町	13	116	104	20,800	118	△2
3	北 新 町	30	333	300	60,000	330	3
4	南 新 町	19	148	133	26,600	153	△5
5	下 表 町	33	230	207	41,400	220	10
6	中 表 町	22	215	194	38,800	226	△11
7	上 表 町	11	92	83	16,600	97	△5
8	県 営 住 宅	12	253	228	45,600	294	△41
9	関 町 後	8	153	138	27,600	150	3
10	関 町	13	102	92	18,400	102	0
11	愛 宕 町	27	235	212	42,400	235	0
12	市 営 住 宅	14	270	243	48,600	276	△6
13	大 川 町	18	178	160	32,000	178	0
14	十 條 団 地	15	313	282	56,400	314	△1
15	比 内 町	57	512	461	92,200	512	0
16	駅 前 町	16	163	147	29,400	165	△2
17	沖 田 町	23	460	414	82,800	453	7
18	田 尻 沢 町	18	220	198	39,600	220	0
19	高 美 町	26	380	342	68,400	380	0
20	南 団 地	15	335	302	60,400	337	△2
21	は ま な す 町	9	48	43	8,600	49	△1
22	日 の 出 町	21	416	374	74,800	415	1
23	改 良 住 宅	6	42	38	7,600	40	2
合 計			5,429	4,889	977,800	5,479	△50

平成 27 年度 秋田市新屋振興会収支予算書

収入総額 1,795,000 円

支出総額 1,795,000 円

差引残額 0 円

【収入内訳】

△：減 単位：円

項	目	前年度決算額	本年度予算額	比 較 増 減	備 考
1	会 費	986,600	977,800	△8,800	@200×4,889 世帯
2	繰 越 金	325,567	356,407	30,840	26 年度分繰越分
3	繰 入 金	24,727	0	△24,727	新年会剰余金 その他会費徴収金
4	協 賛 金	477,200	460,000	△17,200	
	広 告 料	467,200	450,000	△17,200	あらや衆報広告料収入
	購 読 料	10,000	10,000	0	新屋郷土会からの購読料
5	寄 付 金	0	0	0	
6	雑 収 入	108	793	685	預金利息
合 計		1,814,202	1,795,000	△19,202	

【支出内訳】

△：減 単位：円

項	目	前年度決算額	本年度予算額	比 較 増 減	備 考
1	会 議 費	198,175	240,000	41,825	
	総 会	79,097	90,000	10,903	
	理 事 会	119,078	150,000	30,922	理事会、三役部長会議等
2	事 務 費	71,046	90,000	18,954	
	消 耗 品 費	46,890	55,000	8,110	事務用品、コピー等
	通 信 費	24,156	35,000	10,844	切手、はがき
3	事 務 局 費	20,000	20,000	0	
4	部 会 活 動 費	39,700	80,000	40,300	各部活動費
5	広 報 費	721,302	750,000	28,698	「あらや衆報」第 125,126 号
	印 刷 費	648,000	660,000	12,000	あらや衆報印刷費
	編 集 諸 費	32,732	40,000	7,218	取材費、文具、写真、コピー等
	衆 報 配 送 費	40,570	50,000	9,430	各町内への運送費
6	安 全 対 策 費	23,410	90,000	66,590	自主防災関連経費等
7	委員会等運営費	0	15,000	15,000	各委員会経費等
8	負 担 金	146,000	150,000	4,000	スクールコンサート、西部振興会等
9	補 助 金	20,000	0	△20,000	町内会長研修会補助
10	繰 出 金	0	0	0	
11	諸 支 出 金	99,500	140,000	40,500	
	渉 外 費	72,500	90,000	17,500	諸団体会議参加費
	雑 費	27,000	50,000	23,000	日吉祭典お祝い等
12	予 備 費	118,662	220,000	101,338	
合 計		1,457,795	1,795,000	337,205	

平成 27 年度 新屋振興会特別資金会計予算書

収入総額 1,017,000 円
 支出総額 0 円
 差引残額 1,017,000 円

【収入内訳】

△：減 単位：円

項 目	前年度決算額	本年度予算額	比 較 増 減	備 考
前 期 繰 越 金	1,016,747	1,016,951	204	定期預金（北都銀行）
同 上 利 息	204	49	△155	
繰 入 金	0	0	0	
合 計	1,016,951	1,017,000	49	

【支出内訳】

△：減 単位：円

項 目	前年度決算額	本年度予算額	比 較 増 減	備 考
繰 出 金	0	0	0	
寄 付 金	0	0	0	
合 計	0	0	0	

新旧対照表

改正	現行
秋田市新屋振興会会則 (役員)	秋田市新屋振興会会則 (役員)
第7条 本会に次の役員を置く。 (2) 副会長 若干名	第7条 本会次の役員を置く。 (2) 副会長 2名

改正内容

上記新旧対照表のとおり(改正箇所は人員に係る部分)

秋田市新屋振興会会則第7条第2項(役員を置く)関係

改正理由

現行会則では副会長を2名置き、会長事故ある時はその職務を代行する。
しかし現行の2名では不足を生じる場合がある為、定期総会において会則の副会長2名を、若干名とし副会長の人員に関して会則の一部改正をする為。

施行年月日

議決の有った日からとする。

秋田市新屋振興会会則

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、秋田市新屋振興会と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局を会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、新屋地区内の各種団体及び諸機関と連絡を密にして、お互いに協力し合い新屋地区内の町づくりを推進し、活力のある地域の創造・発展を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

- （1）町民相互の連絡協調と親睦に関する事。
- （2）地域課題解決のため各種団体、諸機関との連携に関する事。
- （3）明るく安全な町づくり運動の推進に関する事。
- （4）スポーツ・レクリエーション等の振興に関する事。
- （5）防災・防犯・交通安全等災害防止に関する事。
- （6）福祉や婦人・青年活動に関する事。
- （7）その他目的達成に必要な事業に関する事。

第3章 組織

（組織）

第5条 本会は、新屋地区町内会に属する会員をもって組織する。

（部の設置）

第6条 本会に、次の部を置く 1）総務部 2）企画開発部 3）安全対策部
4）広報部

第4章 評議員・役員・顧問・相談役

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）理 事 30名以内（部長、副部長含む）
- （4）事務局長 1名
- （5）会 計 1名
- （6）会計監事 2名

（役員の職務）

第8条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は本会の運営に参加し、重要事項を審査し、その執行にあたる。
また、部を総括し、部の運営にあたる。
- 4 事務局長は、会長の命を受けて会務を担当する。
- 5 会計は、会の会計事務を処理する。
- 6 会計監事は、年1回以上本会の会計を監査する。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし再任をさまたげない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、これを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

（役員の選出方法）

第10条 役員のうち会長、副会長は、理事会が互選し、総会において承認する。

- 2 会計監事は会長が指名し、総会において承認する。
- 3 理事（部長含む）、会計、事務局長は会長が委嘱する。

（評議員の選出及び任期）

第11条 評議員は町内会長とするが、町内会長が本会の役員となった場合は、当該町内会から補充する。任期は2年とするが再任はさまたげない。

（評議員の職務）

第12条 評議員は事業・予算の審議、決算の承認等にあたる。

（顧問・相談役）

第13条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、会長の諮問事項について意見を述べるものとする。

第5章 会 議

(会議)

- 第14条 本会に次の会議を置く 1) 総会 2) 理事会 3) 三役・部長会
4) 三役会 5) 理事・評議員会 6) 部会
- 2 定時総会は、年1回とし、なお臨時総会は会長が必要とした時又は評議員過半数以上からの要望があった場合開催できる。
- 3 理事会、三役・部長会、三役会は必要に応じて会長が召集し、議長を務める。
- 4 必要に応じ、理事・評議員会を開催する。
- 5 部会は、各部長が必要に応じて召集する。

(総会)

- 第15条 総会は、本会の最高決議機関であり、会長、副会長、評議員、理事、会計、監事、事務局長で構成する。
- 2 総会は、評議員の過半数をもって成立し、議事は出席評議員の過半数をもって決議するとし、可否同数の時は、議長が決する。
- 3 評議員欠席の場合は委任状を提出する。
- 4 総会の議長は、出席した評議員から選出する。

(総会の決議事項)

- 第16条 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 予算及び決算の承認に関すること。
- (2) 事業の実施計画及び実績報告に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 役員の選任に関すること。
- (5) その他必要と認めた事項。

(理事会)

- 第17条 理事会は、会長、副会長、理事、会計、事務局長で構成する。

(三役・部長会)

- 第18条 三役・部長会は、会長、副会長、各部長、会計、事務局長で構成する。

(三役会)

- 第19条 三役会は、会長、副会長、会計、事務局長で構成する。

(理事・評議員会)

- 第20条 理事・評議員会は、会長、副会長、理事、評議員、会計、事務局長で構成する。

(部会)

- 第21条 部会は、部会理事で構成する。

(議事録)

第22条 総会、理事会、理事・評議委員会、三役・部長会、及び三役会の議事録を作成する。

2 部会の議事録は、各部が作成する。

第6章 会 計

(経費)

第23条 本会の経費は、各町内会の負担金、寄付金、その他の収入を以って充てる。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 その他

(細則)

第25条 この会則にない事項にあっても緊急かつ必要な事項については、三役会を経て会長が定める。

(事務局の担当項目)

第26条 事務局は次の帳簿等を備える(会則、役員名簿、評議員名簿、会計簿、証拠票類、議事録、備品台帳、諸文書綴、その他会に関する書類)

附 則

- (1) この会則は、平成元年5月13日から施行する。
- (2) この会則は、平成4年4月25日から施行する。
- (3) この会則は、平成10年4月23日から施行する。
- (4) この会則は、平成22年4月17日から施行する。
- (5) この会則は、平成24年4月12日から施行する。
- (6) この会則は、平成26年8月21日から施行する。